

島津さん裁判・本人訴訟II

こんなウソを非違行為として報告していた！

9、田伏 秀輔 助役の陳述書（抜粋）

平成26年12月16日、700系新幹線電車の仕業検査を担当していた島津社員は、作業実績書の「前頭部外板点検」項目に作業時間を記入すべきところ、これを行わなかったため、同日19時30分頃、仕業申告詰所において、私は島津社員に対して注意指導を行いました。

[仕業申告詰所にて]

田 伏：島津さん。この作業実績書ですけど外板点検の作業時間が抜けていますよ。

島 津：あっ。ほんまや。

田 伏：C55は1本目ですね。

島 津：（作業時間を記入する）

田 伏：注意してください。

10、坊農 勝彦 助役の陳述書（抜粋）

平成26年12月22日21時5分頃、700系新幹線電車の仕業検査を担当していた島津社員は、16号車運転台にて、運転台機能検査終了時、ブレーキ設定器を抜き取る際、「ブレーキ設定器『抜取』」と指差確認喚呼すべきところ、これを行わなかったため、私は島津社員に対して注意指導を行いました。

[16号車運転台にて]

坊 農：最後の最後、無言やないですか。

島 津：あっ…、ブレーキ設定器抜き取り。

坊 農：そうですね、しっかり喚呼も忘れずに。

島 津：はい。

島津さん裁判の会社管理者への証人尋問が

10月30日に決定！！次回も続きます！！